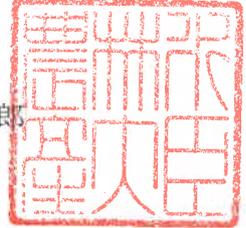


5水管第714号
令和5年6月2日

国地方係争処理委員会
委員長 菊池 洋一 殿

農林水産大臣 野村 哲郎



再答弁書の提出について

沖縄県知事が令和5年5月1日付けで行った審査申出に関し、同県知事が同年5月25日付けで提出した反論書を踏まえ、別紙のとおり、再答弁書を提出いたします。

(別紙)

令和5年6月2日

再答弁書

相手方の主張は答弁書で述べたとおりであるが、審査申出人の令和5年5月25日付け反論書を踏まえ、本文書において、答弁書の主張を補足する。

なお、略語等については、答弁書の例による。

第1 本件裁決で違法又は不当とされた本件各不許可処分の理由と同一の理由により本件各申請を許可しない沖縄県の法定受託事務の処理は、本件裁決の拘束力に反するものであり、行審法第52条第1項及び第2項に違反することに対する審査申出人の主張について

1 はじめに

審査申出人は、①「裁決の拘束力が関与に係る争訟には及ばないこと」、②「違法性の承継が認められるべきこと」及び③「行政権限の濫用として裁決の違法性が審査されるべきこと」を主張している。

しかし、下記2ないし4のとおり、これらの主張は、いずれも理由がない。

2 ①「裁決の拘束力が関与に係る争訟には及ばないこと」について

(1) 審査申出人は、「裁決には判決のような既判力は認められていないから、裁決が、国地方係争処理委員会や裁判所の判断を直接拘束することはない」ところ、「本件では、この法定受託事務の処理について、都道府県が行審法52条の拘束力に抵触する主張をすることが制限され、また、国地方係争処理委員会及び関与取消訴訟等における裁判所の審理範囲が制限されるか否か

が、問題であり、「本件審査申出の手續にそのような主張制限としての拘束力が及ばないことについて述べる」とした上で（反論書の2・5ページ）、おおむね、以下のとおり主張している。

裁決の拘束力の及ぶ「主観的範囲は審査庁及び原処分庁、原処分に関係する行政庁、その客観的範囲は主文およびその前提となった要件事実の認定と効力の判断に限定され、申請拒否処分についての認容裁決の拘束力の効力は、明文としては『裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない』と定められているにとどまる」し、「地自法上の関与は、個別事案における公権力の違法又は不当な処分その他公権力の行使を受けた国民の権利利益の救済を図ることは目的として」おらず、「この手續では、行審法とは異なり、私人の権利利益救済の要請は全国的な行政事務の適正な執行の要請の前に後退している」（反論書の3・8及び9ページ）。「要するに、統治主体同士の法定受託事務の処理の適法性・適正性を巡る紛争…を解決する手續が、関与を巡る制度である」が、「裁決と是正の指示を連結させることで、裁決の理由中の判断を是正の指示の要件判断に代替し、裁決の拘束力の効果として是正の指示についての関与訴訟等における主張制限を生じさせるものとすれば、行審法から見れば、上級行政庁以外の審査庁、すなわち地自法255条の2により審査庁となる法令所管大臣に行審法の明文を超えて指揮監督権限（行審法46条2項1号）を付与するに等しく、地自法から見れば、適法性が担保されない是正の指示を認めるに等しい」ところ、「行審法の審査請求制度と、地自法の関与制度は、異なる目的、趣旨で設けられた制度であって、それぞれの制度が、このような形での連結を予定していないことは明らかであって、仮に、裁決の拘束力が主張制限を内容とするとしても、関与に係る争訟の手續に及ぶものと解釈することはできない」（反論書の3・10ページ）。この点、福岡高等裁判所那覇支部令和5年3月16日判決

(甲第24号証)も、審査申出人の主張と「概ね同趣旨を述べて、関与訴訟における裁決の拘束力による主張制限を否定して」おり、同判決に係る「事件の被告によってなされた相手方の主張と同様の主張」を排斥している(反論書の3・10ないし14ページ)。

- (2) 審査申出人が指摘する「主張をすることが制限」ないし「主張制限としての拘束力」や、福岡高等裁判所那覇支部令和5年3月16日判決に係る「事件の被告によってなされた相手方の主張と同様の主張」がいかなる内容をいうものなのか必ずしも明らかでないが、裁決の拘束力とは、特に処分庁が裁決の趣旨に反した行動をとると、裁決が実質的に無意味となるおそれがあることから、このような事態が生じないように、処分庁等に速やかに審査請求の裁決に示された内容を実現させるため、関係行政庁に当該裁決の趣旨に従って行動する義務を負わせる法的効果をいうものである(乙第75号証・290ページ、乙第76号証・509ページ、乙第78号証・238ページ)。
- 本件裁決で違法又は不当とされた本件各不許可処分の理由と同一の理由により本件各申請を許可しない沖縄県の法定受託事務の処理は、正に審査申出人がそのように行動する義務に違反した事務処理をするものであり、相手方はこれを指摘するものである。裁決は、行政処分としての性格も有するから、取消権限のある者によって取り消されるまでは有効に存在し、行審法第52条の規定に基づき、裁決書の送付を受けた処分庁等を拘束する。審査申出人の裁決の拘束力の及ぶ「主観的範囲は審査庁及び原処分庁、原処分に関係する行政庁…に限定され」との主張の趣旨も明らかではないが、本件裁決が有効にされている以上、審査申出人自身が、行審法第52条第1項及び第2項に基づき、本件裁決の趣旨に従い、改めて本件各申請に対する処分をしなければならず、その際、本件裁決で違法又は不当とされた本件各不許可処分の理由と同一の理由により本件各申請を許可しないことが禁止されることは

否定しようがないのであって、これに反して本件各申請を許可しないという客観的に違法な事務処理状況であることを相手方が指摘できない理由は何もない。そして、審査申出人自身が本件裁決の趣旨に従った事務処理をせず、本件裁決で違法又は不当とされた本件各不許可処分の理由と同一の理由により本件各申請を許可しないことは、考慮すべきでない事項を考慮し、審査申出人において本件各申請の内容に必要性を認めることができないと判断するもので、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといふべきであるし、本件裁決で違法又は不当とされた本件各不許可処分の理由と同一の理由により本件各申請を許可しない沖縄県の法定受託事務の処理それ自体が、行審法第52条第1項及び第2項に違反する。

また、審査申出人は、上記のとおり、「適法性が担保されない是正の指示を認めるに等しい」などと主張するが、貴委員会による審査の手續においては、本件各申請を許可しない審査申出人の判断が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるか否か等を審査することになるのであり、その審理に際して、そもそも法令（行審法第52条第1項及び第2項）で明確に定められた効力を無視してこれを行うことが求められているとは到底いえず、本件裁決の拘束力が前提とならない理由は何もない。審査申出人の主張は、答弁書第2の2・30ないし36ページで述べたような、裁決に拘束力が認められる趣旨や裁決等が「国…の関与」から除外されている趣旨を踏まえたものでもなく、何ら理由がない。

- (3) ところで、審査申出人が指摘する福岡高等裁判所那覇支部令和5年3月16日判決（乙第43号証（甲第24号証））の事案は、所管大臣が審査庁として法定受託事務に係る処分の取消しの裁決を行った上、それに重ねて特定の内容の処分を行うことを命じる内容の是正の指示を行ったのに対し、都道府県知事がこれを争う関与取消訴訟を提起した場合において、法令所管大臣

が、①同裁決で取り消された当該処分においてその適法性の根拠とした理由をもって同是正の指示が違法であるとの主張は主張自体失当である旨、②当該処分理由と同旨の主張を認めることは地方自治法及び行審法の趣旨に反する旨を主張していた事案である。同判決は、上記の場合において、法定受託事務に係る本件変更不承認処分をした都道府県知事である原告（審査申出人）が、本件変更承認指示の適法性に関する関与取消訴訟において、審査請求の手續では行政庁として主張していた処分適法理由を主張して、本件変更承認指示の適法性を争うことは、本件国土交通大臣裁決の拘束力に反するとはいえず、また、裁決を「国…の関与」から除外した地方自治法の趣旨に反するとはいえないと解するべきである旨を判示している。しかしながら、その判示内容は、行審法で裁決の拘束力が認められた趣旨や地方自治法で裁決等が「国…の関与」から除外された趣旨等に反するものといわざるを得ない。

すなわち、同判決は、裁決の拘束力が認められる趣旨が「裁決は、行政処分的一种ではあるが、争訟手續を通じてされる処分であることから、これに由来する特別の効力を付与することとし、処分庁を含む関係行政庁をして、速やかに審査請求の裁決に示された内容を実現させることにある」（乙第43号証（甲第24号証）・58ページ12ないし15行目）としながらも、「行審法52条が規定している裁決の拘束力を、行審法上の争訟手續に関する規律としての効果を超えて、関与取消訴訟にまで及ぼし」（同号証・63ページ1ないし3行目）、あるいは「裁決の拘束力により都道府県知事の主張立証が制限される旨の明文の規定も、置かれていない」（同号証・61ページ11及び12行目）などと指摘し、行審法第52条や地方自治法第245条第3号等の関係規定上、裁決の拘束力が及ぶ場面に特段限定が付されていないにもかかわらず、十分な根拠に基づくことなく、裁決の拘束力を限定的に解している。

また、同判決は、是正の指示については、都道府県知事が所管大臣を相手方として関与取消訴訟を提起することが許容され、行審法上の争訟手続とは独立して、司法審査が行われることが予定されていることを強調する。

しかしながら、是正の指示の適否が司法審査の対象となるからといって、その司法審査に当たって裁決の拘束力を無視した判断をしなければならない理由はない。すなわち、地方自治法第245条の7第1項は、是正の指示の要件として、「法令の規定に違反している」又は「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している」と認めることを定めているところ、例えば、一定の期間内に特定の処分（裁量処分）をすることを求める是正の指示の適否が司法審査の対象になるのであれば、裁量処分をしない不作為が裁量権の行使としてされたことを前提に、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかが検討され、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと、考慮すべきではない事情を考慮したこと等により、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるか否か等が審理されることになるが、有効な裁決が存在する場合に、その存在にもかかわらず、その判断要素の選択等の審査に際し、当該裁決の拘束力がない前提で当該裁量権の行使を審査すべき理由はないはずである。同判決は、是正の指示が司法審査の対象になるとして、裁決の拘束力を前提とすべきでない結論づけるものであるが、裁決が存在すれば、裁決の拘束力が、法律上の制約として、処分庁の裁量判断（すなわち、処分庁の権限行使）を制約するものであるのに、その点を看過している。

また、同判決は、裁決については、地方自治法第245条第3号の文理上、限定を付すことなく一律に「関与」から除外され、関与取消訴訟の対象から除かれている意義を失わせるものと言わざるを得ない。すなわち、同判決に

よれば、是正の指示の適否が司法審査の対象となると、そのことをもってその適否の審査に際して処分庁に裁決の拘束力が及ばなくなるかのごとき影響を含み得ることとなるが（換言すれば、是正の指示がされることにより、裁決に対して争うことができる機会が付与されるという効果が生じるということになる。）、行政機関内部で簡易迅速な手続でその処分を見直し、その結論については、審査庁に処分庁に対する優位性を認めて処分を受けた者の権利利益を救済するという行政不服審査法の目的や、そのような優位性を法定受託事務の場面において所管大臣に認め、「関与」からもあえて除いて争訟の対象外とした趣旨に反するものと言わざるを得ない。行政不服審査法がある中で、地方自治法が制度的に採用したのは、国と地方公共団体の間に生じる裁定的関与の場面では、行政不服審査法の仕組みを全うすることであり、だからこそ、国と地方公共団体の関係において、法的効果を有する関与に機関訴訟として司法審査の仕組みを作りつつも、審査請求による裁決等は明示的にその対象外とするとしているのである（仮に、上記のとおり是正の指示の適否についての司法審査において裁決の適否が審査されることが想定されているのであれば、例えば、審査請求に対する適法な裁決を除いて、あるいは地方自治法第245条第3号の裁決等から同法第255条の2第1項第1号の審査請求に対する裁決を除いて、「国…の関与」を定義すれば足りるところ、そのような規定にはなっていない。）。

さらに、同判決は、行審法に基づく裁決等が「国…の関与」から除外された趣旨が「処分の相手方と処分庁との紛争を簡易迅速に解決する審査請求の手続における最終的な判断である裁決について、さらに関与取消訴訟の対象とすることは、処分の相手方を不安定な状況に置き、当該紛争の迅速な解決が困難となることから、このような事態を防ぐことにある」（乙第43号証（甲第24号証）・61ページ2ないし5行目）としながらも、「是正の指

示を対象とした関与取消訴訟が提起されることによって審査請求人の地位が間接的に不安定になり得るとしても、その権利利益に及ぼす影響は、裁決自体が関与取消訴訟の対象となる場合に比較して相当程度限定的である」（同号証・64ページ12ないし15行目）、あるいは「都道府県知事が裁決に従った処分を直ちに行わない場合に、所管大臣が裁決を重ねて是正の指示をすることは、実質的にみて、審査請求人の権利利益の実現に資するものであり、かつ、審査請求人と都道府県知事との間の紛争の早期解決の実現にも適うという利益があることを勘案すれば、その反面において、是正の指示を争う関与取消訴訟が提起されることに伴い、間接的に審査請求人の地位が不安定となり得るといふ不利益があるとしても、それは上記の利益との均衡からして受忍すべき範囲内の不利益であるといえる」（同号証・64ページ16ないし23行目）などと指摘するが、答弁書第2の2・30ないし36ページで述べたとおり、地方自治法が、審査請求に対する裁決を、文理上、限定を付すことなく一律に「国…の関与」から除外し、裁決の適法・違法は貴委員会の審理、判断の対象から除外していることからすれば、審査請求人の利益、不利益等は、是正の指示に係る貴委員会の審理や関与取消訴訟において個別具体的に考慮して判断されるべき事柄ではないことは明らかである（裁決によって違法又は不当な処分が取り消され、裁決の趣旨に従って改めて申請に対する処分を受けることができる審査請求人の地位が、その者の手続的保障がされることなく、突如脅かされる事態を「受忍すべき範囲内の不利益」などというのは明らかに誤りである。）。

なお、同判決は、「仮に、本件裁決の拘束力が本件訴訟に及ぶことを認め、原告が本件変更不承認処分においてそれを適法とした理由につき、原告が本件是正の指示の違法事由として主張できないと解するべきであるとしても、当該拘束力が受訴裁判所にまで及ぶと解する理由はな」い、「結局のところ、

本件訴訟における審査の範囲は、本件是正の指示においてその理由とされた事実関係及び法律判断の全般に及ぶこととなるなど指摘するが（同号証・65ページ14ないし17、21及び22行目）、貴委員会における審査や司法審査においても、一定の処分の効力を前提とすべき場面があることを看過するものといわざるを得ない。例えば、ある事由で不許可処分を受けた申請者が、審査請求をした結果、裁決で当該不許可処分を取り消され、救済が図られた後に、処分庁から同一の理由で再度の不許可処分を受け、当該再度の不許可処分の取消訴訟を提起した場合を考えると、当該取消訴訟において、同裁決が有効である以上、同裁決の適否は司法審査の対象とならず、同裁決の効力を前提として司法審査がされることになる。すなわち、当該取消訴訟において、原告（申請者）が、同裁決の拘束力を主張し、同裁決で違法又は不当とされた処分理由と同一の理由で再度不許可処分をすることは違法である旨主張したのに対し、被告（処分庁の所属する行政主体）が、同裁決は違法である、あるいは同裁決で違法又は不当とされた処分理由と同一の理由でした再度の不許可処分が適法である旨主張した場合、裁判所において裁決の適否を審査するのであれば、原告が訴えることにより、訴えの対象としていない、原告に有利な裁決の内容が審理されるという理不尽な状況が生じることになり、主観的権利利益の救済を目的とする抗告訴訟の目的に反することとなるし、このことは原告の請求を認容したとしても変わることはない。ましてや、裁判所において裁決の適否を審査した結果、同裁決で違法又は不当とされた処分理由と同一の理由をもとに再度の不許可処分が適法であるとして原告の請求を棄却すれば、上記目的に反することはより一層明らかである。審査庁による裁決は行政権の行使であり、行審法に基づく裁決等を「国…の関与」から文理上限定を付すことなく一律に除外し、行審法に定められた審査請求手続等で完結させ、準司法的手続における判断を優先させる

制度が採用されている中で、当該不利益処分が違法又は不当であるとしてこれを取り消している以上、裁決を当然に無効とするような瑕疵がある場合は別として、裁判所がその適否を審理することはその役割を超えており、このような場面では、それに従わない処分庁が、裁決の違法をいうことは許されず、当該再度の不許可処分は違法とされるべきものであることは明らかである。

(4) したがって、審査申出人の(1)の主張は理由がない。

3 ②「違法性の承継が認められるべきこと」について

(1) 審査申出人は、最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決・民集63巻10号2631ページ（乙第103号証）を引用した上で、「本件に即してみた場合、…仮に、拘束力が及ぶのであれば、裁決の理由中の判断が是正の指示の要件充足（の一部）を代替し、是正の指示と一体となって、是正の指示の『一定の行政目的』を達成することになり、最終的な関与から遡って見た場合、裁決等の理由中の判断は、是正の指示と相まって現実化することになる」ところ、「裁決と是正の指示が一体となって一つの行政目的を実現する実体法上の先決関係が肯定され、関与という観点から手続的保障が一切欠ける以上は、違法性の承継が肯定され、本件において裁決の違法性をその限度で争うことが許されるというべきである」と主張している（反論書の4・16ページ）。

(2) しかし、審査申出人が指摘する最高裁平成21年判決の最高裁判所調査官解説である倉地康弘・最高裁判所判例解説民事篇平成21年度（下）960ページは、「違法性の承継とは、行政が時をおいて2個の行為を行う場合に、後続行為の取消訴訟において先行行為の違法性が取消事由になること、すなわち先行行為の違法性が後続行為に承継されることをい」うとしており（乙第104号証・968ページ）、飽くまで当該事案の原告の主観的な権利利

益救済のための抗告訴訟における議論である。「違法性の承継」が肯定される根拠の一つとして、主観的な権利利益を救済するための手続保障の必要性という側面があるが、機関間の争いである本件は主観的な権利利益を問題とするものではなく、「違法性の承継」を論じる前提を欠くといわざるを得ない。

- (3) また、上記最高裁判決の事案は、建築物の建築計画に対して建築基準法（平成18年法律第46号による改正前のもの）第6条第1項に基づき新宿区建築主事がした建築確認について、同建築物の敷地の周辺に建物を所有し又は居住する被上告人らが、同建築主事の所属する上告人（新宿区）を相手としてその取消しを求めたものである。同判決は、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第4条第1項所定の接道要件を満たしていない建築物について、同条第3項に基づく安全認定（建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める処分。これがあれば同条第1項は適用しないとされている。）が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために同条第1項違反があると主張することは許される旨を判示した。この判決について、上記調査官解説は、「本判決は、安全認定が行政処分当たることを前提とした上で…、安全認定と建築確認の関係…、安全認定の適否を争うための手続的保障…についてそれぞれ検討し、結論として安全認定の違法性は建築確認に承継されると判断した」ものであり、「実体法的側面と手続法的側面の両面から検討して違法性の承継を肯定し」たものであるとしている（乙第104号証・974及び979ページ）。

そこで、上記調査官解説の説明を踏まえて、同判決と本件との関係を更に見てみると、まず、上記調査官解説によれば、同判決の理由第1の3(1)は、

実体法的側面からの検討であるとされ、「本件条例の平成11年改正の経緯を説明し、安全認定に相当する判断と建築確認はこの改正により分離されたがもともとは一体的に行われていたもので、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するためのものであり、そして、安全認定は建築確認と結合して初めてその効果を発揮するものである」とし、平成11年改正の経緯を詳しく述べるのは、「安全認定と建築確認とが同一の目的を達成するための一連の行政処分であることを強調するためと考えられ」、「安全認定の違法が直ちに建築確認の違法をもたらす関係にあることを…違法性の承継を肯定する一つの根拠として示したものとみることができる」とされている(乙第104号証・977ページ)。これを本件との関係でみてみると、ある申請に対する不許可処分に対して審査請求がされ、これを認容して当該不許可処分を取り消す旨の裁決がされ、当該裁決が審査請求人に送達された時点でその効力を生ずると、処分庁はもはや当該裁決で違法又は不当とされた理由と同一の理由で不許可処分をすることができない。当該審査請求が適法であり、かつ、当該申請請求に係る当該不許可処分が違法又は不当であることから、当該不許可処分を取り消すことを目的として行われた裁決と、当該申請を許可するよう指示する是正の指示とは、実体法的側面からみて、同一の目的を達成するためのものでもなければ、裁決は是正の指示と結合して初めてその効果を発揮するという関係にもない。

次に、上記調査官解説によれば、同判決の理由第1の3(2)は、手続法的側面からの検討であるとされ、「本判決は、安全認定と建築確認の目的と効果の検討にとどまらず、進んで…、安全認定の適否を争おうとする者のための手続的保障が十分であるか…、そのような者が建築確認の段階で初めて安全認定の適否を争おうとすることに不合理があるか…を検討し、いずれについても否定的な回答をした上でこれも安全認定の違法性が建築確認に承継され

る根拠になるとし」たもので、「違法性の承継の有無を判断するためには権利救済のための手続保障の観点も重要であるとの学説の大勢を占める見解を取り入れたものである」とされている（乙第104号証・978ページ）。これを本件との関係でみると、審査申出人は、本件各申請に関し、公権力を行使し、主観的な権利利益に影響を与えるという行政権行使主体としての立場にあり、本件裁決に関してその主観的利益を保護されるべき立場にはないから、その権利救済のための手続保障の観点は問題とならない。なお、その点をおくとしても、行審法における審理手続は、審査請求人、処分庁等が主張及び立証の提出を行う対審的構造をとるものであり（行審法第2章第3節の「審理手続」参照）、処分庁においても裁決に向けた審理の過程で主張及び立証を行う機会は十分保障されている。そもそも、答弁書第2の2・30ないし36ページで述べたとおり、行審法に基づく裁決等を「国…の関与」から除外した趣旨は、裁決等については、行審法に定められた審査請求手続等で完結させ、準司法的手続における判断を優先させることにあり、また、裁決等の客観的な適法・違法にかかわらず、これを「国…の関与」に関する紛争処理制度の対象外とすることにあるのであって、「国…の関与」に関する係争手続において、裁決等の適否を審理することは予定されていない。上記のとおり、地方自治法及び行審法が、審査請求人の権利利益を救済する内容の裁決等については、審査請求手続で完結させ、準司法的手続における判断を優先させる制度を採用している趣旨に照らしても、上記判決が違法性の承継を肯定する根拠の一つとした権利救済のための手続保障の観点は、本件については全く当てはまらない。

- (4) 以上のとおり、審査申出人が指摘する最高裁平成21年判決を踏まえれば、審査申出人の(1)の主張に理由がないことは明らかである。

4 ③「行政権限の濫用として裁決の違法性が審査されるべきこと」について

- (1) 審査申出人は、「仮に、以上のいずれの主張も採用されず、制度として違法性の承継が肯定されないとしても、行政権限の濫用の場合には、先行行為の違法性を後行行為の争訟で争うことが許される」ところ、「相手方は、事業者として推進する公益実現という目的のために、関与庁としての立場と審査庁としての立場で権限を行使し、それぞれの立場では許容されない法効果を得たもので、権限を不当に連結し、仕組みを濫用したもの」であって、「本件是正の指示は違法・無効であり、あるいは、少なくとも、不当な目的に用いられる限度で、かつ、当該行政権限の濫用の名宛人に対する関係で、相対的に先行行為の違法性が後行行為の違法を導くというべきである」から、「先行行為（裁決）の違法は、関与の名宛人である沖縄県に対する関係では、後行行為（是正の指示）を違法ならしめるというべきであり、本件において、裁決の違法性（原処分の適法性）について審理が可能と解される」と主張している（反論書の5・16ないし19ページ）。
- (2) しかし、答弁書第4の2・71ないし75ページで述べたとおり、審査申出人が主張するような一連の経緯や相手方が内閣の一員であること等をもって、相手方の中立性や公平性が損なわれるものではなく、本件指示に権限の濫用はない。(1)の主張は、従前の主張を繰り返し述べるものに過ぎず、そもそも、いずれも濫用を根拠づける主張になっていないのであって、本件指示の有効性を否定する理由には到底なり得ない。
- (3) したがって、審査申出人の(1)の主張は理由がない。

第2 結論

以上のとおり、反論書における審査申出人の主張はいずれも理由がない。

そして、答弁書でも述べたとおり、本件各申請を許可しない沖縄県の法定受託事務の処理は、漁業法第119条第2項第1号に違反しており、地方自治法

第245条の7第1項所定の法令の規定に違反しているものと認められ、また、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認められる。

よって、本件指示は適法であり、審査申出人の本件審査申出に対し、速やかに本件指示が違法でないとの判断がされるべきである。

以 上